

(別紙1)

福島県心の輪を広げる障がい者理解促進事業実施要綱

1 趣 旨

障がいのある人となない人が「ともに生きる」社会の実現に向けて、県民と障がい者の相互理解を一層促進するため、学校や地域社会における活動のさまざまな体験を通して得た心のふれあいや感じたことあるいは社会に訴えたいこと等を内容とする「心の輪を広げる体験作文」及び12月3日から12月9日の「障害者週間」の普及や障がい者に対する理解の促進等に資するための「障害者週間のポスター」を募集する。

2 主 催

福 島 県

3 募集テーマ

毎年度ごとに内閣府が定める「心の輪を広げる障がい者理解促進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）の定めるところによるものとする。

4 応募資格

- (1) 心の輪を広げる体験作文
小学生以上
- (2) 障害者週間のポスター
小学生及び中学生

5 募集の方法

- (1) 心の輪を広げる体験作文
 - ア 作文の題及び内容
作文の題は自由とし、内容は、障がいのある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。なお、応募作品は、未発表のもの1編に限る。
 - イ 募集の区分
小学生部門、中学生部門、高校生部門及び一般部門の4部門とする。
 - ウ その他
制限字数、用紙の様式、記載事項、その他必要な事項については、実施要領の定めるところによる。
- (2) 障害者週間のポスター
 - ア 内 容
「障害者週間」の普及、障がい者に対する県民の理解の促進等に資するものとする。なお、応募作品は、未発表のもの1点に限る。
 - イ 募集の区分
小学生部門及び中学生部門の2部門とする。
 - ウ その他
規格、画材、記載事項、その他必要な事項については、実施要領の定めるところによる。

6 募集の周知

各保健福祉事務所長（いわき市にあってはいわき地方振興局長）は、各教育事務所長、各市町村長の応援を得て、管内の学校、職場、関係団体等周知の徹底を図る。

7 応募先

各保健福祉事務所（いわき市にあってはいわき地方振興局）とする。

8 募集期間

実施要領の定めるところによる。

9 作品の選考

- (1) 各保健福祉事務所（いわき市にあってはいわき地方振興局）は、別に定める期日までに応募作品を取りまとめのうえ、県障がい福祉課長へ推薦するものとする。
- (2) 県障がい福祉課長は、各保健福祉事務所長（いわき地方振興局長）から推薦を受けた応募作品について、審査委員会を開催して別紙審査基準に基づき各部門ごとに最優秀作品を1作品選定する。

10 その他

- (1) 応募作品の著作権及び版権は、主催者に属する。
- (2) 応募作品は、原則として返却しない。
- (3) 最優秀作品は、内閣府が行う「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」の福島県の推薦作品として送付する。
- (4) 応募作品については、障害者週間を中心に県庁県民ホール等に展示する。

附 則

この要綱は、平成5年7月12日から施行する。
この要綱の施行に伴い、平成2年6月19日に施行された「福島県心の輪を広げる体験作文募集要項」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年 6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 6月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 8月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6月26日から施行する。

(別 紙)

1 「心の輪を広げる体験作文」 審査基準

次の項目について総合的に評価を行う。

(1) 構成力

- ア 体験の種別については自由であるが、筆者自身の具体的体験が記述されているか。
- イ 同体験からの一定の主張、意見、提言等が記述されているか。

(2) テーマ

- ア 筆者が記述しているタイトル及び内容が、「障がいのある人となない人との相互のふれあい」の促進普及を目的とした本件の募集に相応しているか。
- イ 「社会連帯」「人権の尊重」「ノーマライゼーション」「障がい者の自立」等の障がい者対策の推進に不可欠な正しい障がい者観に基づいているか。

(3) 感銘度

- ア 作品を読む第三者に対し、感動、感銘を与えたり、他の人にも日常生活の中でいつでもどこでも障がい者との交流を持つことが可能であることを示唆するもの等であるか。
- イ 新鮮さ、独創性等がみられるか。

(4) 文章力

- 誤字、脱字が少ないか。用語が不適切でないか。表現力が豊かであるか。構成論旨が明快であるか。

2 「障害者週間ポスター」 審査基準

次の項目について総合的に評価を行う。

(1) 表現力

- ア 絵の内容が作者のテーマに合致したものになっているか。
- イ 新鮮さ、独創性等がみられるか。

(2) テーマ

- ア 作者の障がい者に対する理解、認識が適当であるか。
- イ 県民の障がい者に対する理解を深め、障がいのある人となない人との相互理解の促進を目的とした本件の募集に相応しているか。

(3) 説得力

- ア 作者の主張、意見、提言等が作品から十分に読み取れるか。
- イ 作者の意図した内容が、的確に第三者に伝わる作品になっているか。

(4) 構成力

- 作品全体として、第三者に分かりやすい作品となっているか。